

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

- 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
(新産業振興課) 一
- 中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則
(商工経営支援課) 二
- 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則
(同) 二
- 貸金業法施行細則の一部を改正する規則
(同) 三
- 職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則
(産業人材対策課) 三

ページ

規 則

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中

を

超精密非接触三次元形状評価装置	一時間につき	五〇〇円
超精密非接触三次元形状評価装置	一時間につき	五〇〇円
超精密非接触三次元形状評価装置	一時間につき	五〇〇円

に改め、同表材料加工関連機器の項中

ワンショット測定顕微鏡	一時間につき	五〇〇円
分光変角色差計	一時間につき	四〇〇円

を

分光変角色差計	一時間につき	四〇〇円
3D超音波検査装置	一時間につき	一、八〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

プリント基板加工装置	一時間につき	六〇〇円
------------	--------	------

を

プリント基板加工装置	一時間につき	六〇〇円
ポータブル3Dデジタイザ	一時間につき	一、二〇〇円
医用積層画像処理ソフトウェア	一時間につき	七〇〇円

に改め、同表工業デザイン関連機器の項中

ウエットプラスト装置	一時間につき	一、〇〇〇円
------------	--------	--------

を

ウエットプラスト装置	一時間につき	一、〇〇〇円
光造形システム(M)Project	一時間につき	一、六〇〇円
熱溶解積層造形システム	一時間につき	一、二〇〇円

第二号」を「第三条第二項第二号」に改める。
別表第三の十九の項中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和五十八年宮城県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条中「商工経営支援課」を「商工金融課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

職業訓練給付金支給規則の一部を改正する規則

職業訓練給付金支給規則（昭和五十年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号中「幼稚園」の下に「特別支援学校の幼稚部を含む。」を、「小学校」の下に

「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。